



# 日本市場への参入：クレジットカード番号 等取扱契約締結事業者登録徹底解説

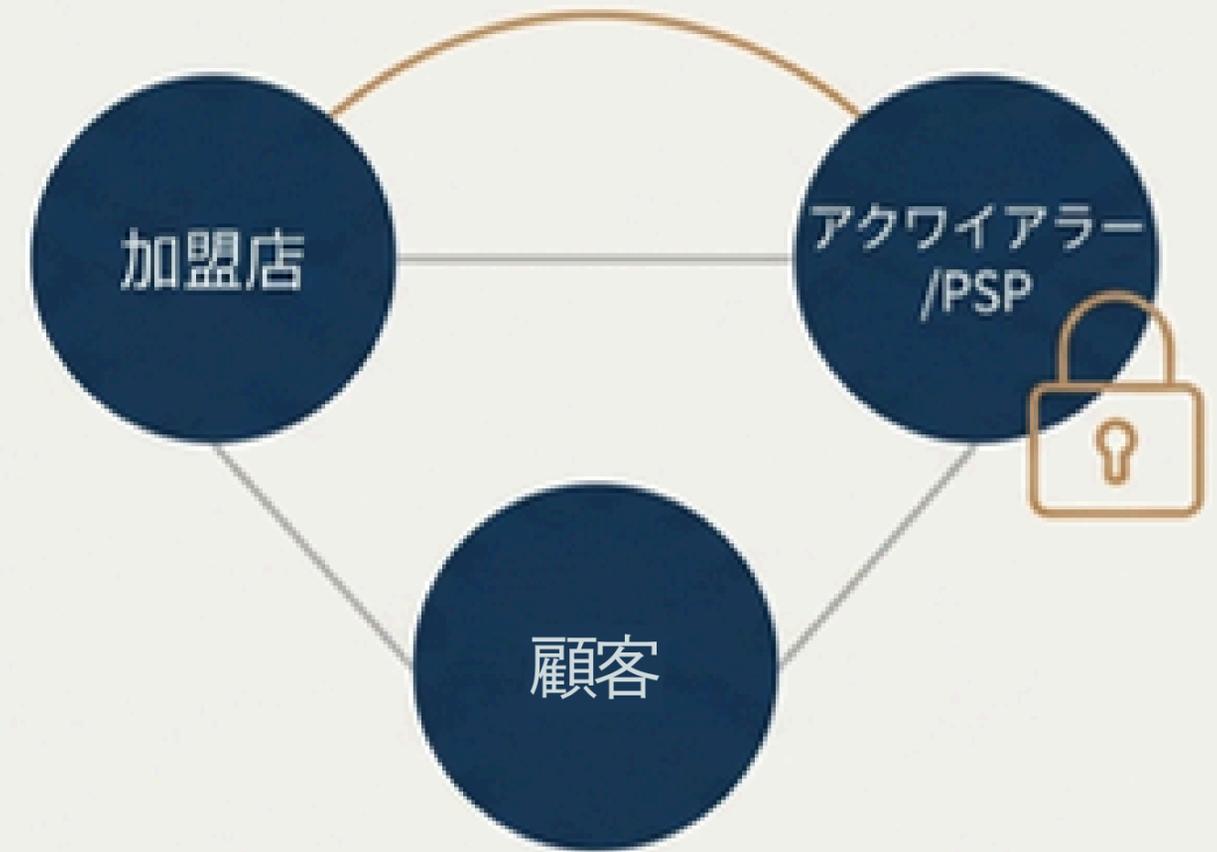
# なぜ今、この登録が 不可欠なのか？

改正割賦販売法により、特定の事業者は経済産業省への登録が必要となりました。

対象事業者：

- アクワイアラー：加盟店に対しクレジットカードの取扱いを認める契約を締結する事業者。
- 決済代行業者（PSP）：アクワイアラーと同等の機能を有する事業者。

本登録は、日本の決済エコシステムにおける信頼性とコンプライアンスの根幹をなすものです。



登録事業者数

**275社**

(令和7年11月末現在)

# 登録への第一関門：厳格な「拒否事由」

割賦販売法第三十三条の二は、登録を拒否される明確な基準を定めています。一つでも該当すると、登録は認められません。



**法人格**：法人でない者。



**罰金刑**：割賦販売法違反等による罰金刑から5年を経過しない者。



**国内営業所**：外国法人で、国内に営業所をもたない者。



**役員の不格事由**：破産者、禁固以上の刑、暴力団員等の役員がいる者。



**過去の取消処分**：登録取消から5年を経過しない者。



**反社会的勢力**：暴力団員等が事業活動を支配・関与する者。

## 最も重要な審査項目：「適確な業務実施を確保する体制」の構築



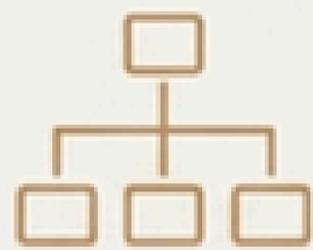
拒否事由の中でも、特に重要視されるのが以下の項目です。

「クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び調査の適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人」

これは単なる書類提出ではなく、事業の根幹となる内部管理体制そのものが問われることを意味します。申請の成否は、この体制をいかに具体的に構築し、証明できるかにかかっています。

# 登録を支える4つの柱（1/2）：組織と調査体制

## Pillar 1: 人的構成（Organizational Structure）



**内部管理部門:** 法令遵守を監督する部署と責任者を明確化。



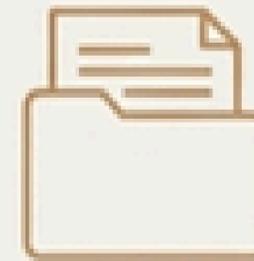
**内部監査部門:** 業務の有効性を検証する営業部署から独立した監査部署を設置。（外部監査の利用も可能）

**Point:** 経営陣へのレポートラインと、問題発生時の改善プロセスが必要です。

## Pillar 2: 加盟店調査（Merchant Due Diligence）



**規程の整備:** 契約時・定期・随時の調査方法を定めた規程と、責任部署を明確化。



**記録の保存:** 全ての加盟店調査の記録を適切に保存・管理する体制が求められます。

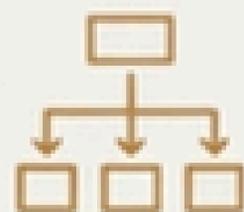
**Point:** 業務手続きが明確に文書化されている必要があります。

# 登録を支える4つの柱（2/2）：データ保護とセキュリティ

## Pillar 3: クレジットカード番号等の適切な管理（Cardholder Data Management）



**セキュリティ基準**：国際的なセキュリティ基準であるPCI DSSへの準拠など、漏えい事故を防止する具体的な措置が必要。



**責任体制**：カード番号等を管理する責任部署・責任者の明確化。

**Point**：カード番号等を取扱わない場合でも、その旨を社内規程に明記する必要があります。

## Pillar 4: 個人情報保護（Personal Information Protection）



**漏えい防止**：情報漏えいや目的外利用を防止するシステムの整備。



**外部委託先の監督**：外部委託先を適切に監督するための基準と実行体制。

**Point**：共有オフィスなど、他社に情報が漏れる可能性がある場所は、事務所として不適格と判断されるリスクがあります。

# もう一つの必須要件：日本クレジット協会（JCA）への入会

経済産業省令では、認定割賦販売協会（日本クレジット協会）が保有する情報を確認することが義務付けられています。

これを満たす他の手段が存在しないため、協会への入会は事実上の義務となります。

## JCAの役割（Role of the JCA）



加盟店情報交換制度（JDM）：加盟店の苦情情報等を会員間で共有し、調査の精度を向上させます。



自主ルールの制定：取引の公正性や番号等の適切な管理に関する規則を策定。



苦情処理・情報提供：利用者からの苦情対応や、利益保護に必要な情報を提供。

**Key Takeaway:** 経済産業局への登録申請と並行し、JCAへの入会手続きを計画的に進める必要があります。

# 登録完了までのロードマップ：全体像

準備・相談  
(Preparation & Consultation)

1

- 事業計画策定
- 体制整備の開始
- (• 専門家への相談)

事前審査  
(Pre-Screening)

2

- 経済産業局とのオンライン面談
- 申請書類ドラフト作成

ドラフト審査  
(Draft Review)

3

- 当局による複数回にわたる書類レビューとヒアリング

正式申請・登録  
(Formal Application & Registration)

4

- 本申請
- 登録免許税納付
- 登録完了

ご相談から登録完了まで：約6ヶ月～

※標準処理期間（正式申請から登録まで）は2ヶ月ですが、全体のプロセスはそれ以上に及びます。

# 申請プロセスの詳細：7つのステップ

STEP

1

初回相談・戦略策定：事業内容をヒアリングし、登録要件と照らし合わせ、最適な戦略を立案。

STEP

3

経済産業局への事前相談：  
作成したドラフトを元に、当局と論点を整理。

STEP

5

ドラフト審査対応：当局からの複数回にわたる細かい指摘に対し、書類を修正・精緻化。

STEP

7

登録完了：標準処理期間（約2ヶ月）を経て、登録通知書を受領。

書類準備・体制構築：申請に必要な規程類や組織図、業務フロー図などを作成。

当局・協会との面談：事業計画や体制について、当局からのヒアリングに対応。

正式申請：当局から「申請OK」の許可を得た後、登録免許税（15万円）を納付し、申請書類一式を提出。

STEP

2

STEP

4

STEP

6

# 戦略的注意点：クレジット協会の入会プロセス

協会への入会は、経済産業局への申請とは別の手続きですが、密接に連携しています。

## 入会プロセスの流れ

1. 協会へ事前相談
2. 協会との面談
3. (当局へ正式申請) ← 原則、このステップが完了している必要がある
4. 協会へ申込書類を提出
5. 協会内の審査・ヒアリング
6. 理事会での承認

**Additional Requirement:** JCAが提供する加盟店情報交換制度 (JDM) への加入も必要となります。



## 重要：タイミング

- 協会の理事会は原則、年4回しか開催されません。
- 申込書類は、理事会の約1ヶ月前までに提出する必要があります。
- このスケジュールを見越した、当局への申請タイミングの計画が極めて重要です。

# 申請書類チェックリスト：求められるドキュメント

---

法令で定められた書類に加え、事業の実態を示すための参考資料も求められます。

## 公式提出書類 (Official Documents)

- 登録申請書
- 定款
- (登記事項証明書)
- 役員の履歴書
- 株主の名簿
- 誓約書

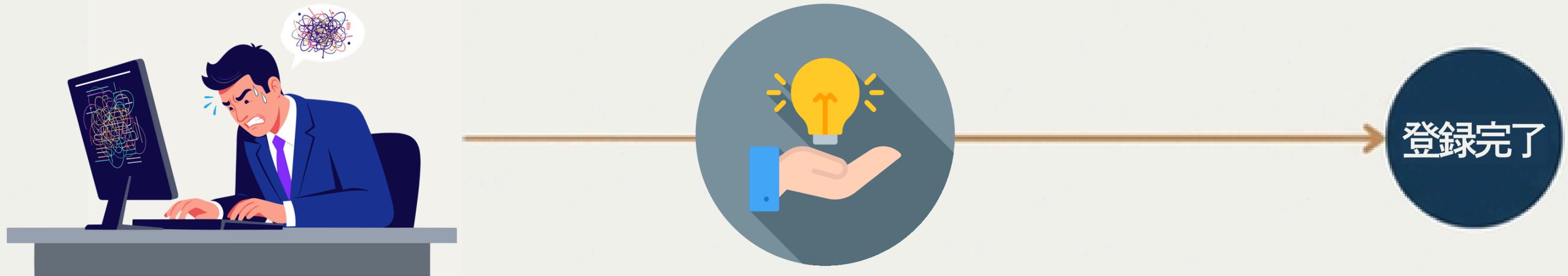
## 体制を証明する重要書類 (Key Documents to Prove Your System)

- 業務に関する社内規則等：最も重要な添付書類群。加盟店調査規程、個人情報保護規程など。
- 業務に関する組織図：内部管理部門や監査部門の独立性を示したものの。

## その他、実質的に要求される 書類 (Other Required Documents)

- 会社概要
- 業務計画書
- 加盟店との契約書 (雛形)
- 業務フロー図

# 複雑な道のりを、確実なゴールへ導くパートナー



クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録は、単なる書類申請ではありません。法規制の深い理解、当局との的確なコミュニケーション、そして事業実態に即した緻密な体制構築が求められる専門的なプロセスです。

**Our Mission:** 私たちサポート行政書士法人は、お客様がこの複雑なプロセスを円滑に乗り越え、本業に集中できるよう、専門知識と経験をもってトータルでサポートします。

# サポート行政書士法人が選ばれる理由



## 網羅的なトータルサポート

書類作成から当局・協会対応、面談対策まで、登録に必要なプロセス全体を一気通貫で支援します。



## 金融許認可専門チーム

個人ではなく、金融系許認可のノウハウが豊富な専門チームが迅速かつ的確に対応します。



## 豊富な実績とノウハウ

多数の金融系許認可実績に裏打ちされた知見で、スピーディーな登録申請を実現します。



## お客様の負担を最小化

専門スタッフが対応することで、お客様の貴重な時間を節約し、事業のコア業務に集中していただけます。

# 信頼の証：多様なニーズに応える支援実績

## Case Study 1: A社（中国系会社／新規登録）

### Challenge

WeChatPay/Alipayの加盟店獲得のため、ゼロから登録を目指す。

### Solution

経済産業局への事前相談から登録完了、クレジット協会入会まで一括で支援。事業開始体制をスムーズに構築。

## Case Study 2: B社（ホテル運営会社／規程策定）

### Challenge

申請途中で個人情報保護に関する規程策定に難航。

### Solution

つまづいていた規程類のみをスポットで策定支援し、登録への道を切り開く。

## Case Study 3: C社（登録事業者／規程見直し）

### Challenge

法改正への対応と、当局の検査に備えた社内規程のアップデート。

### Solution

既存の規程類を包括的に見直し、コンプライアンス体制を強化。

## お客様の声

株式会社366様  
「きめ細やかなご対応でした」



株式会社エヌ・エル・エヌ様  
「専門知識等も丁寧に教えていただきました」



# 問い合わせ先

サポート行政書士法人 担当：矢嶋（ヤジマ）

[yajima@shigyo.co.jp](mailto:yajima@shigyo.co.jp)

弊社ホームページ：<https://www.shigyo.co.jp/>  
東京（新宿）・名古屋・大阪に拠点を構える行政書士法人です。



注意事項：本資料内の事例等は、実際にご相談のあった事例を参考に、具体的な案件の判別を避ける為に加工・編集して掲載しています。類似事例でも、時期・管轄行政機関等の前提が異なることによりご提案内容や結果も変わる為、ご注意ください。また、本資料内の全てのコンテンツ・内容等の無断転載・転用・複製等は、ご遠慮ください。